

入 会 の ご 案 内

若松法人会は、「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、会員の自己啓発の支援、納税意識の向上、企業経
営と社会の健全な発展に貢献する様々な活動を展開しています。

当初、昭和 45 年 11 月に有志の方々の設立発起により、若松税務署管内・若松区・中間市・遠賀 4
町の優良企業に呼びかけ、僅か 170 社で発足いたしました。

その後順調に経過し今日では会員数も約 1,450 社となりました。

昭和 58 年 5 月に待望の社団法人若松法人会の設立の許可があり、平成 25 年 4 月に福岡県知事より
公益社団法人の認定を受け、名実共に公益法人として発展充実してまいりました。

信頼される法人会として、納税道義の高揚と自主申告納税制度の向上に一層の努力をして地域企業
の健全な発展に尽力する一方、地域社会において指導的役割を果たして参りたいと存じます。

法人会の趣旨をご理解いただく皆様のご入会を、是非お待ちしております。

法 人 会 の 会 費 に 関 す る 規 定

本会の会費は次のとおりとする。

1. 正会員

資 本 金	300 万円まで	・ ・ ・ ・ ・	年会費	5,000 円
〃	1,000 万円まで	・ ・ ・ ・ ・	〃	12,000 円
〃	5,000 万円まで	・ ・ ・ ・ ・	〃	15,000 円
〃	5,000 万円超	・ ・ ・ ・ ・	〃	25,000 円
医 療 法 人	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	〃	12,000 円
上記以外の法人	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	〃	2,000 円

※ ・子会社は、上記規定年会費の半額とする。

・子会社とは、管内の所在の同一代表者又は同族代表者とする（自主申告）

・新規入会初年度は、上記規定年会費の月割額とする。

但し、入会分の際、翌年以降の年会費を口座振替にすることを条件に、初年度月割額を
免除する。（1 会員 1 回限り適用）

2. 賛助会員

個人事業者	・ ・ ・ ・ ・	年会費	2,000 円
法 人	・ ・ ・ ・ ・	〃	3,000 円

* 法人の対象は本店扱以外の支店及び営業所とする。

法人会会員になると・・・どんなメリット（利点）があるか。

★ 様々な業種の経営者との出会いのチャンスを提供します。

各種研修会や会員交流会などで知り合えた異業種の経営者とつながることができる絶好のチャンスとなります。

★ 地域に密着した事業や社会貢献活動に参加できます。

正しい税の情報発信や地域社会の発展に進んで貢献するため、若松法人会では様々な事業を企画し活動いただいています。

例えば広報委員会では毎月 1 回 FM ひびきのラジオ番組「明日への扉」を放送し、税に関する最新情報、地域のこと、とっておきの情報など盛りだくさんの 1 時間番組をお届けしています。会員の皆様がパーソナリティーを務め、放送後は YouTube にアップされた番組内容をホームページに掲載しています。

また異業種交流会としての会員の集い「夏の夕べ」や各優良企業を視察研修する「バス研修」を企画・開催しています。

さらに、献血活動や地元の祭り支援、障がい者支援学校のイベント支援、災害支援のためのチャリティーイベント等多岐に亘る社会貢献活動をしています。

★ 納税者に有利な税制改正を、国や関係官庁に要望できます。

法人会は全国 70 万社の会員企業を擁する大組織で、毎年税制改正要望全国大会を開催し、今までその幾つかは実現を見ております。

★ わかりやすい税のテキストや、法人会会報をお届けしています。

若松法人会会報誌「明日への扉」や全国版の情報誌「ほうじん」等により最新の税制や経営ニュースを詳しく知ることができます

また、税に関する冊子やテキスト、各種イベント・講演会のご案内などを、2 カ月に 1 回程度の間隔でお届けしています。

★ 著名な講師による講演会に無料で参加できます。

★ 税の知識を高めることができます！

法人会では主に税務署職員を講師として迎え、「新設法人説明会」、「決算法人説明会」及び「税制改正研修会」等を開催し、税知識の向上を図っています。

★ 福利厚生制度のご利用ができます。

企業が安定して繁栄するために、さまざまなリスクをカバーする法人会独自の保険制度をご用意しています。

（法人会の会員になると大型保障・損害保険等に団体割引が適用されます。）

★ このように法人会は健全な企業と明るい社会の実務を目指し活動している公益法人です。

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

是非ご入会下さいますよう心からお待ちしております。



公益社団法人若松法人会

北九州市若松区本町 1 丁目 1 3 - 1 5

TEL (093) 761-5062 FAX (093) 751-7730